



海上保安庁では、海上における事件事故の緊急通報用電話番号として、局番なし3桁の「118番」の運用を平成12年5月1日から開始しています。

また2011年から、毎年1月18日を「118番の日」に制定し、1月18日を中心に118番を正しく利用して頂くため様々な周知活動を実施しています。

次のような場合に118番に通報をお願いします。

- 船舶衝突や転覆、乗揚げ等の海難事故に遭遇した、または目撃した
- 海で人身事故に遭遇、または目撃した
- 不審な船を発見した
- 密輸・密航事犯の情報を得た など

お電話の際は、「いつ」「どこで」「なにがあった」などを簡潔に、落ち着いて通報してください。

一般電話（携帯電話を含む）から118番に電話をかけると、最寄りの管区海上保安本部の運用司令センターにつながります。

沖縄県内からかけると、第十一管区海上保安本部運用司令センターにつながります。船舶電話の場合は、全国どこからかけても、東京にある海上保安庁運用司令センターにつながります。

※ 緊急でない「ご相談」などについては、石垣海上保安部にご連絡ください。

連絡先 0980-83-0118